

■国民健康保険税の減免が受けられるかどうかの確認方法

(1) 今回、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があった方は、生計を維持する中心者ですか？

はい

いいえ

不可

(2) 生計を維持する中心者が世帯主ですか？

はい

いいえ

不可

(3) 世帯主は、国民健康保険の被保険者ですか？

はい

いいえ

不可

(もともと国民健康保険税の計算に含まれていないため減免の対象にならない。)

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当しますか？

1. 世帯主が死亡、または重篤な傷病を負った。
 - 2-1. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである。(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額は事業収入等を含めて計算する。)
 - 2-2. 前年の所得の合計額が1000万円以下である。
 - 2-3. 収入減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。
- (2は1~3の全てが該当すること。)

はい

いいえ

不可

国民健康保険税の減免が受けられます。

■次の書類等を準備して役場税務課の窓口で手続きをしてください。

- 令和2年度中の事業収入等見込み額の根拠となるもの(申請日までの帳簿、給与明細書等)
- 印鑑(認め可)
- 保険金、損害賠償等による補填がある場合は、保険契約書等の金額が分かるもの